

## 基本目標3 | 多様な教育ニーズへの対応

### 目指す姿

「誰一人取り残さない教育」の実現に向けて、個々の教育的ニーズに対応した学びの場を整備し、児童生徒の学ぶ権利を守るとともに、安全・安心な学校づくりを推進します。

### 基本目標に対する指標

	指標名	基準値	目標値
主要指標	SOSを出す相手・手段があると考える児童生徒の割合	84.9%	100%
	研修会後のアンケートで、研修内容が「充実した」と回答した人の割合	94%	100%
参考指標	配置要望に対する個別支援教員（特別支援）の充足率	52.9%	100%
	いずれの機関等ともつながりがない児童生徒数（海外への一時帰国等を除く）	26名	0名
	いじめの重大事態の件数	1件	0件
	ネット上で被害又はトラブルにあった児童生徒の割合	【LINE】	【LINE】
		小6：5%	小6：2%
		中2：3%	中2：1%
高2：2%	高2：1%		
【ネット】	【ネット】		
小6：3%	小6：2%		
中2：2%	中2：1%		
高2：2%	高2：1%		
前年度分のいじめの解消率（※1）	98.6%	100%	

（※1）いじめが「解消している」状態とは、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある、とされています。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月が目安）
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

この考え方に基づき、当該年度の全国一律の調査時点で3か月を経過していない場合は、「解消している」とはなりません。この指標は前年度に発生した事案すべてに対して状況を確認しています。

## 施策6 個別の支援が必要な児童生徒への対応

### 現状と課題

すべての学校において、通常の学級を含む学校全体で、個別の支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことが求められています。自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図っていく必要があります（p.72、73参照）。

このような取組により、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重する共生社会の基盤を築いていくことが重要です。

加えて、多様な形での教育を受ける機会を確保するための仕組みとして、リカレント教育の機会の充実など、「誰一人取り残さない教育」の実現に向け、幅広い受け皿の構築が社会全体のニーズとして求められています。

また、児童虐待やヤングケアラー<sup>48</sup>等への対応について、社会的な関心が高まっています。これらの家庭生活において困難を抱えている児童生徒に対しては、関係機関と連携した迅速かつ確実な対応が求められています。

### 柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針での方向性

- 「誰一人取り残さない」教育の充実
- インクルーシブ教育システム<sup>49</sup>の構築
- 教員の専門性及び指導力の向上
- 一人一人のニーズに応じた就学先の決定

### 取組

6-1	教職員の特別支援教育に関する専門性の向上	児童生徒課
管理職、特別支援教育担当者をはじめとする全教職員の専門性や指導力の向上のための研修を充実させて、学校全体の特別支援教育の推進を図ります。		
指標	基準値	目標値
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校数	53校	63校

<sup>48</sup> ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

<sup>49</sup> インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が一般の教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられていること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

6-2	専門職員の配置による支援の充実	児童生徒課
<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の学級で個別の支援を要する児童生徒の増加に対応できるよう、個別支援教員（特別支援）<sup>50</sup>の拡充を図ります。校内委員会で対象児童を決定し、学級への入り込みによる指導及び、必要に応じて個別の取り出し指導を行います。</li> <li>個別の支援を要する児童生徒の増加に対応できるよう、教育支援員<sup>51</sup>の拡充を図ります。特別支援学級に在籍する児童生徒の生活及び学習の支援や、通常の学級で車いすを使用しているなど、個別の支援を要する児童生徒の移動支援等を行います。</li> </ul>		
指標	基準値	目標値
配置要望による教育支援員の充足率	49.7%	60%
6-3	教育的ニーズに応じた支援の充実	児童生徒課
<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の支援を要する児童生徒が、実態や教育的ニーズに応じて適切な支援を受けられるような就学相談体制を構築します。</li> <li>福祉・医療等関係機関と連携しながら、通常の学級、通級による指導<sup>52</sup>、特別支援学級<sup>53</sup>など、それぞれの学びの場での支援を充実させます。</li> <li>特別支援学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成していきます。</li> </ul>		
指標	基準値	目標値
通級指導教室（情緒の教室）の設置校数	3校	8校
6-4	医療的ケア児 <sup>54</sup> への支援の充実	児童生徒課
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアコーディネーターの配置及び医療的ケア指導医の派遣により、安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図ります。教員と医療的ケア看護師が連携して、個別の教育支援計画等を活用しながら、医療的ケアが必要な児童生徒の自立を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。</li> <li>医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切にケアを実施するために各校に不足がないように医療的ケア看護師を配置します。</li> </ul>		
指標	基準値	目標値
医療的ケアが必要な児童生徒のうち、個別の教育支援計画等を作成して支援を行っている割合	58.3%	100%

<sup>50</sup> 個別支援教員（特別支援）：小学校において、主に通常の学級で特別な支援を要する児童に対して、学級への入り込みによる指導及び、必要に応じて個別の取り出し指導を行うため、市費により配置する教員免許を持った会計年度任用職員

<sup>51</sup> 教育支援員：主に特別支援学級に在籍する児童生徒に対して生活及び学習の支援を行うため、市費により配置する会計年度任用職員

<sup>52</sup> 通級による指導：小学校・中学校等において、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形式

<sup>53</sup> 特別支援学級：小学校・中学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

<sup>54</sup> 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒等のこと

6-5	家庭生活に困難を抱えている児童生徒への対応	児童生徒課	
児童虐待やヤングケアラーなど、家庭生活において困難を抱えている児童生徒について、スクールソーシャルワーカーを活用し、他機関との確実な報告・連携を図ります。			
	指標	基準値	目標値
	スクールソーシャルワーカーの配置人数	18人	23人

## 施策7 不登校児童生徒への支援の充実


### 現状と課題

近年、全国的にも不登校児童生徒数は増加傾向にあり、柏市においても同様の傾向が見られます。不登校児童生徒への支援においては、子どもの学びの選択肢（居場所）を確保することに加えて、不登校児童生徒の個々の状況を踏まえ、適切な相談・支援を行っていくための体制づくりや、子どもたちが通いたくなる魅力ある学校づくりが重要になります。（p.74参照）

### 柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針での方向性

- 教育相談体制を整え、不登校児童生徒に対応できる環境を整備し、学びの選択肢（居場所）を確保
- 子どもたちが安心して自発的に行きたくなるような学校づくりの推進

### 取組

7-1	小学校への校内フリースクール（校内教育支援センター <sup>55</sup> ）の整備 	児童生徒課	
不登校対策として、小学校への校内フリースクール（校内教育支援センター）の整備を進めます。			
併せて、小学校へのまごころ教員 <sup>56</sup> 配置の拡充を図ります。			
	指標	基準値	目標値
	校内フリースクール（校内教育支援センター）が設置された小学校数	2校	42校

<sup>55</sup> 校内教育支援センター：クラスに入りづらいと感じている児童生徒の居場所や学びを継続できる場所として市内小中学校に設置するもの。まごころ教員を配置し、学習支援や教育相談を行う

<sup>56</sup> まごころ教員：校内フリースクール（校内教育支援センター）等に登校している児童生徒への学習指導、及び問題行動や非行傾向にある生徒への個別支援を行う（旧称「個別支援教員（生徒指導・不登校支援）」）

7-2	教育支援センター <sup>57</sup> 事業の拡充と支援の充実	児童生徒課
-----	------------------------------------	-------

教育支援センターにおけるアウトリーチ支援として、スクールソーシャルワーカーと協力した家庭訪問を実施します（p. 74、75 参照）。

また、あすなろキャンプ<sup>58</sup>・自然体験学習、「ひまわりの会<sup>59</sup>」による不登校経験者の講話等を通じて、不登校に関しての情報提供、個別相談の実施等の社会的自立に向けたきっかけづくりに繋がります。

指標	基準値	目標値
教育支援センターによる家庭訪問により本人と面会できるようになった割合	75%	100%

7-3	専門職員の配置による相談・支援体制の整備	児童生徒課
-----	----------------------	-------

スクールソーシャルワーカー<sup>60</sup>の全中学校区への配置やまごころ教員の全中学校配置により、教職員、管理職を中心に専門職と連携し、個々のケースや要望に対してチームで適切な支援を実施します（p. 75 参照）。

指標	基準値	目標値
スクールソーシャルワーカーの配置人数	18人	23人

7-4	学びの多様化学校 <sup>61</sup> の調査・研究	児童生徒課
-----	-------------------------------	-------

不登校児童生徒それぞれの実態に配慮した学びの機会を確保するための選択肢の一つとして、学びの多様化学校の調査・研究を進めます。

指標	基準値	目標値
学びの多様化学校研究校数	1校	年1校



<sup>57</sup> 教育支援センター：柏市在住の長期欠席児童生徒やその保護者を対象に、児童生徒の個々の状況に応じた適切な学習指導と教育相談、訪問活動を実施する。市内5か所に設置しており、学校と家庭以外の居場所づくりの支援を行う

<sup>58</sup> あすなろキャンプ：柏市立小中学校に在籍する、長期欠席児童生徒を対象に行う柏市教育委員会主催の行事。職場体験や自然体験等をおとして、集団で協力することや達成感を味わえるような内容を毎年企画運営している

<sup>59</sup> ひまわりの会：柏市教育委員会主催による、柏市在住の不登校児童生徒の保護者を対象とした集い。不登校についての支援状況、不登校に関する講演会を実施している

<sup>60</sup> スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働き掛けて支援を行う市費配置の会計年度任用職員

<sup>61</sup> 学びの多様化学校：不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる生徒に対し、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を行う学校。旧称「不登校特例校」

7-5	地域や団体と連携した不登校支援の推進	児童生徒課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひまわりの会」による、不登校経験者の話を聞く機会の提供や、進路についての情報提供、個別相談の実施など、学校連絡システム<sup>62</sup>を活用して広く保護者に周知します。</li> <li>・学校の意向を踏まえて、学校運営協議会等において、実情に合わせた不登校児童生徒支援の具体的な取組について検討していきます。</li> <li>・不登校児童生徒における学びの選択肢の一つとして、民間のフリースクールとの連携等について、国や他自治体の動向を確認しつつ、調査研究を進めていきます。</li> </ul>		
指標	基準値	目標値
保護者に連絡すべき不登校関連情報のうち、学校連絡システムを通じて保護者に周知している割合	66%	100%

## 施策8 いじめ対策の充実

### 現状と課題

近年、いじめの問題に対する社会的関心はますます増加しており、それに伴って、いじめの積極的な認知に向けた取組が求められています（p.76参照）。認知が進む一方で、依然としていじめを背景とした問題は、学校教育における大きな課題であることも事実です。いじめの未然防止、早期発見・早期解決を可能にする支援体制の整備や、関係機関との連携強化を通じて、いじめが発生した際に適切に対応できる体制を構築することが極めて重要になります。

また、いじめ対策への継続的な取組を重ねることで、「いじめは絶対に許さない」という環境や意識の醸成を図ることが求められています。

### 柏市未来につなぐ魅力ある学校づくり基本方針での方向性

- 学校間、関係機関、保護者、地域との連携体制の強化
- 生徒指導と教育相談の両輪による、学校の諸課題における未然防止や早期発見・早期解決
- いじめ発生時の適切な対応

<sup>62</sup> 学校連絡システム：学校関係者や保護者が、学校連絡をメールやスマホアプリといった複数の方法で受け取ることを可能とするサービスのこと

## 取組

8-1	早期発見・解決に向けた体制の整備	児童生徒課
-----	------------------	-------

- ・匿名相談アプリ「STANDBY」を活用して、市内小学校5年生から市立高校3年生までを対象とした相談窓口と相談体制の充実を図ります。  
また、各学校へ「シャボテンログ<sup>63</sup>」を活用した心の健康観察の促進についても、導入に際しての研修の実施等を含め、継続して推奨していきます（p.76 参照）
- ・市内全ての小中学校にいじめ防止基本方針の策定を義務付け、各学校では校長の強いリーダーシップのもと、この基本方針に基づく取組を進めています。「柏市いじめ防止基本方針」と「いじめ問題対応の手引き」は3年ごとの改訂となるため、時代に沿ったいじめ防止基本方針となるよう、改訂に当たっては、いじめ問題対策連絡協議会の委員の意見を参考にしながら進めていきます。

指標	基準値	目標値
シャボテンログの活用校数	3校	63校

8-2	専門職員の配置による相談・支援体制の整備	児童生徒課
-----	----------------------	-------

教育支援センターでは、通室者との面談・家庭訪問の実施により、不登校児童生徒及びその保護者に対する支援を行います。教育支援室<sup>64</sup>では、市スクールカウンセラー<sup>65</sup>による面談を実施し、本人・保護者の困り感に対して学校と連携していることを活かし、適切な支援へと繋げていきます。

指標	基準値	目標値
いじめ解消率（※1）	64.8%	100%

（※1）いじめの解消率の考え方はp.37に記載のとおりです。この考え方に基づき、全国一律の調査時点で、3か月を経過している事案が「解消している」に含まれます。

8-3	教職員研修の充実	児童生徒課
-----	----------	-------

生徒指導等に関する実践的な指導力を養うため、初任者研修にて生徒指導、教育相談をテーマにした講座を、夏季特別研修では、児童虐待や人権尊重をテーマにした講座を継続して実施します。

また、生徒指導を適切に行う資質や能力は、全ての教職員に必要とされるという認識のもと、初任者研修や生徒指導主任研修等で必要とされる資質や能力の向上を図る内容を組み込みながら実施します。

指標	基準値	目標値
生徒指導主任研修の開催回数	4回	年4回

<sup>63</sup> シャボテンログ：児童生徒の心身の状態を記録するためのアプリケーション。1人1台端末を用いて毎日または定期的なアンケートに回答することで、自身の心身の状況を管理することを助ける。子どもの自己管理能力を高めることや、子どもの不調を予見することを促進することができる

<sup>64</sup> 教育支援室：教育相談員や教育相談心理士による、子育てに関する相談活動を実施する施設

<sup>65</sup> スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士など、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家

8-4	いじめ防止に向けた啓発事業の推進	児童生徒課 少年補導センター
-----	------------------	-------------------

- ・ 柏市全体にいじめ防止の啓発を広めていくための効果的な手立てについて、いじめ防止サミット<sup>66</sup>を通じて検証していきます。サミットについては、各中学校の代表者が主体的に取り組み、かつ取組の成果を検証できるような体制を構築します。
- ・ 未然防止の観点から、いじめ防止授業の実施を検討します。さらに再発防止授業については、いじめが起きた背景を適切に検証することが大切です。授業の前に内容を把握し、より効果的な授業となるように取り組みます。
- ・ 児童生徒が互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むことを目的として、人権擁護委員等による講演会及び授業を実施します。
- ・ 児童生徒が普段から意識すべきことや直面する諸課題について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、各学校で行う出前授業の内容を工夫します。

指標	基準値	目標値
出前授業の実施回数	107回	年189回 (年3回/校)



写真8 いじめ防止サミット KASHIWA

<sup>66</sup> いじめ防止サミット：「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」において、毎年12月を「いじめ防止啓発月間」と定め、この一環として行う取組。各中学校から代表生徒を集め、いじめを防止するための学校での取組等を話し合う場

## 施策9 日本語支援の充実

### 現状と課題

近年、全国的に外国人の数は増加傾向にあり、その子どもが日本の中で教育を受ける機会も増えつつあります。また、母語とする言語も多様化しています。誰一人取り残さない教育の実現のためには、市内に在住する外国人等をはじめとした、日本語を母語としない児童生徒が適切な教育を受けられるよう、環境整備と支援体制の充実に向けた取組を進めていくことが求められます（p.77参照）。

### 取組

9-1	日本語を母語としない児童生徒への支援の充実	指導課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を理解することが困難な市立小中学校在籍の外国籍等児童生徒に対し、日本語指導の技術を有する者を派遣し、日常生活や学習に必要な支援が行えるよう、日本語教育支援員の増員、グループ支援、オンライン支援等の持続可能な日本語支援体制を整備します。</li> <li>多言語に対応するアプリの導入など、ICTを活用した支援環境を整備します。</li> </ul>	
指標	基準値	目標値
要請に対する支援の割合	100%	100%

